

7月5日付け要望書へのお返事

同窓会有志の皆様

神学校のことをご心配いただいていることに感謝しつつ、ご質問にお答えしたいと思います。

1について

キリスト新聞の記事に対する異議申し立て書は、いまだ真偽の定かではない事柄に関して、あたかもそれが真実であるかのように訴えた側からの一方的な経過説明が掲載されましたので、ハラスメント問題特設委員会によって真偽が定かになるまで待つべきであるということを指摘したにすぎず、それ以上のものでもそれ以下のものでもありません。私どもは「詳細な内容について」の「詳しい説明」も「正確な事実に基づいた説明」もなしうる立場にはおりません。

また正式に裁判が始まりましたので、特設委員会の報告だけでなく、さらにその裁判結果を待つことが今私どものなすべき課題になりました。したがって、それを待たずにこちらの主観的な解釈をもって事態を説明することは極力避けなければなりません。

2について

訴えがなされてから調査が遅れたこと理由は、調査委員会の招集者が、訴えを起こした元学生の在籍教会主任担任教師であったために、客観性と公平性を担保するため、委員会を改組しなければならなかったためです。改組後の調査については、一切委員長のジャンセン教授の采配に委ねられていましたので、遅れの理由は私どもにも分かりません。直接お訊きください。

2月の教授会で調査結果の報告書が受理されなかったのは、判断の前提を覆す新たな資料の存在が判明したことによります。また扱ったのは中野教授の件のみで、大住学長に対して調査がなされなかった理由については、これもジャンセン委員長に直接伺う以外にありません。調査に関して私どもは報告を受けておりません。

私どもは「当該学生の訴えを真摯に受け止め」ているからこそ、調査の継続をさらに徹底した仕方で行うため、わざわざ教授会の外部に弁護士数名を入れたハラスメント問題特設委員会を設置し、今も関係者が長時間のヒヤリングに立ち会って調査を続行していただいております。

3について

お認めいただいているように、「牧師としての適性を最終的に判断するというのは神学校としての重い責務」です。それ故に、教授会では元学生の資質について何度も確認をしてきました。「入学からまだ間もない段階で『早く辞めてほしい』『あなたには資質がない』という発言が一部の教師によってなされる」というのは、要望書が自ら認めておられるように「仮に」という話ですから、仮定上の推断に対してここで見解を述べることはできません。

4について

関川教授のM1クラス担任解任を求める嘆願書には複数の学生たちの署名があります。しかし、二番目に出てきた復帰を求める嘆願書は、ただ小友聡教授より立ち話の形で学長代行に手渡されただけで、誰が提出したのか、その責任主体が不明のままです。しかも書面には一切署名

がありません。本人自身から出ている可能性を否定することもできませんから、これでは嘆願書の体をなしていません。誰に答えたらよいか分からない文書に「回答する」ことは事実上不可能です。

4月11日のチャペル説教に関して、いったいどこが問題なのかのご質問ですが、それがお分かりにならないということは大変残念なことです。説教冒頭でキリスト新聞の記事に対する「理事長と学長代行」による異議申し立てに言及し、「これも危機の一つ」と表現されれば、いくら遠回しの言い方を装ったとしても、そこに批判的な揶揄が込められていることは誰が聞いても明白です。間髪を入れずに申し立て書を送付したのはウェブ上での浸透の速さに対応しなければならなかったためであり、組織を預かっている者が管理運営の責任上行わなければならない義務です。また、この説教を聞いていた神学生たちの多くが説教に違和感を覚えたのは、遣わされた教会において、説教を自己主張の道具にしたり、遠回しであっても役員や教会員を婉曲に揶揄したり、自己を正当化するために使ってはならないと教えられてきたからです。

召命に関しても、礼拝の中でこそ、神からの召命としてこれを謙虚に受け止めるということが恵みの出来事として起こります。ふさわしくない者が赦されて用いられるからこそ、召命はその恵みを覚える礼拝と不可分です。礼拝出席など二の次だと公言してよい理由を私どもは見出すことができません。

前者は資料③説教本文 3-9 行、後者は資料③説教本文 43-63 行です。なお 32 行の注は、元学生本人の一方的な主張に基づく勝手な憶測にすぎません。現に本人自身が面接で「学部止まり」と言い渡されたことを知っていた証拠が残されています。これらの諸点に関しては、さらに添付の「通達書」をお読みください。

今回の戒告処分が問題にしていることは、4月11日の説教の問題だけではありません。無断で他学校法人に属する教諭にハラスメント調査を行ったことが第一の戒告処分の理由です。そして第三の戒告処分の理由となった、教授会での職務放棄の表明ならびに教会実習委員会での職務放棄の強圧的な放言は、明らかに教授会のガバナンスを損なう行為であり、決して見過ごしにしてよい事柄ではありません。

以上、誠意をもってお答えしました。繰り返しになりますが、裁判の成り行きを見守ることが現在の私どもの務めであり、これ以上の意見交換は裁判に影響を及ぼす恐れがありますので、差し控えなければなりません。

皆様のお働きの上に主の祝福がありますように、お祈りいたします。

在 主

2019年7月10日

学校法人東京神学大学

理事長 伊藤 瑞男



学長代行 芳賀 力

